

## 土壌汚染等対策指針の改正について

### 1 背景

- 県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第 38 条第 1 項に基づき、知事は、「土壌汚染等対策指針」（以下「指針」という。）を定めている。
- 「指針」では、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染について、汚染状況等の調査、拡散防止のための応急措置、除去等の措置及び拡散防止のための措置等の方法を定めている。
- また、土壌溶出量基準に適合しない土壌の汚染の除去等の方法を選定する際の基準として、第二溶出量基準を定めている。
- 条例の第二溶出量基準については、平成 15 年の条例施行後、土壌汚染対策法（以下「法」という。）の第二溶出量基準と同じ値を定め、条例を運用してきた。

### 2 カドミウム及びトリクロロエチレンに係る第二溶出量基準見直しの考え方

- 条例の第二溶出量基準は人の健康被害を考慮し、カドミウムについては土壌溶出量基準の 30 倍、トリクロロエチレンについては土壌溶出量基準の 10 倍としている。
- 第二溶出量基準は汚染土壌の除去等の措置の方法を選定する基準であるが、第二溶出量基準に適合しない土壌の汚染の除去等の方法について、別紙のとおり条例では法と同じ方法を選定している。
- よって、カドミウム及びトリクロロエチレンに係る第二溶出量基準は令和 2 年 4 月 2 日に改正された法の基準と同値にすることで条例の適切な運用が図られると考えられる。

#### 基準値見直しに係る第二溶出量基準

	改正前	改正後
カドミウム及びその化合物	0.3mg/L 以下	0.09mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	0.1mg/L 以下

## 法における汚染の除去等の措置の方法

(土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン)

地下水汚染の有無	措置の種類	第一種特定有害物質		第二種特定有害物質		第三種特定有害物質	
		第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準	
		適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
なし	地下水質の測定	◎	◎	◎	◎	◎	◎
あり	地下水質の測定	○※1		○※1		○※1	
	原位置封じ込め	◎	◎※2	◎	◎※2	◎	
	遮水工封じ込め	◎	◎※2	◎	◎※2	◎	
	不溶化			○			
	遮断工封じ込め			○	○	○	◎
	地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○

## 【凡例】

◎講ずべき汚染の除去等の措置（指示措置）

○環境省令で定める汚染の除去等の措置（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置）

※1 土壌の特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限る（目標土壌溶出量及び目標地下水濃度は、要措置区域の下流側かつ要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等の上流側に評価地点を設定することができる）

※2 第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要

## 条例における汚染の除去等の措置の方法（土壌汚染等対策指針）

地下水汚染の有無	措置の種類	第一種特定有害物質		第二種特定有害物質		第三種特定有害物質	
		第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準	
		適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
なし	地下水質の測定	○	○	○	○	○	○
あり	原位置封じ込め	○	○※	○	○※	○	
	遮水工封じ込め	○	○※	○	○※	○	
	原位置不溶化、不溶化埋め戻し			○			
	遮断工封じ込め			○	○	○	○
	地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○

※ 第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要